

## 「省エネ適合性判定及び建築確認申請の手続きに係る事業者向け説明会」質疑応答

## 1.建築基準法関係

No.	質疑	回答	備考
1-1	仕様書の記載例に地盤調査報告書があるが、地盤調査は建築確認申請前にしなければならないのか？	地盤調査を行った場合には報告書の添付が必要です。 なお、確認済証交付後に地盤調査を行い基礎形状等に変更が生じた場合は、ご相談ください。	
1-2	確認申請及び完了検査申請の手数料は？	増額予定ですが、額はまだ未定です。申請時に当センターホームページ上でご確認ください。	
1-3	建設性能評価を申請した場合は建築確認の完了検査は省略できるか？	別々の制度なので省略はできません。 ただし、申請先が同一機関の場合は、同時に検査を行うことは可能です。	住宅性能表示制度Q&A（一般向け）12-026参照
1-4	新3号に該当した場合、確認申請時に図面や申請書類はどういった内容になるか？ また、完了検査時の書式や写真等はどうなりますか？ 新3号についてのガイドラインを教えてください。	旧4号特例と同じ扱いになります。 建築士が設計・工事監理を行った防火・準防火地域外の一戸建て住宅の場合は、構造関係規定、防火避難規定、省エネ基準及び設備その他単体規定の一部が審査及び検査の対象外になります。	

## 2.建築物省エネ法関係

No.	質疑	回答	備考
2-1	平面図に図示する開口部の仕様はすべての窓に図示が必要か？同じ仕様の場合は仕様表にまとめて図示してよいか？	開口部が同じ仕様の場合は、仕様書等にまとめて図示しても結構です。	
2-2	省エネ適判はどの適判機関で受けても大丈夫か？	どの適判機関で受けても構いません。	
2-3	資料5のP12に「省エネ適判通知書は省エネ計画書の提出から14日以内に交付され、記載漏れ・ミスがある場合は最大28日間延長される」とあるが、それを超えて交付されることはないのか？	最大の延長期間を過ぎた場合は、「適合することを確認できない旨の通知書」が交付されます。その際に、協議により期限を定めて添付図書の補正又は追加説明書の提出を求め、適合性判定を継続することは可能です。	建築物省エネ法Q&A（令和元年改訂版）Ver.1No.20参照
2-4	資料9について、サッシ等カタログに記載の性能値と納入証明書に記載の数値が違う場合がある。確認申請時にカタログ性能値を申請し、完了時に納入証明書等を提出するが、数値が良くなっている場合でも軽微変更は必要か？（上記サッシの種類・サイズの変更はないものとする。）	省エネ性能を向上させる変更であっても、ルートAの軽微な変更手続きが必要です。	